

**③共同生活援助の受託居宅介護サービス費に係る
サービスコードの考え方について**

サービスコードの考え方について

報酬算定には、算定時間数に応じたサービスコードを使用する。

サービスコードは、「提供時間」によりそれぞれ単位数が異なり、居宅介護等のような「提供時間帯」、「提供人数」により単位数が分かれるサービスコードはない。

○サービスコードの体系

算定時間数	サービスコード	サービスコード名称	単位数
所要時間15分未満の場合	332111	外部利用生援受託居宅介護0. 25	99単位
所要時間15分以上30分未満の場合	332112	外部利用生援受託居宅介護0. 50	199単位
所要時間30分以上45分未満の場合	332113	外部利用生援受託居宅介護0. 75	271単位
所要時間45分以上1時間未満の場合	332114	外部利用生援受託居宅介護1. 00	361単位
所要時間1時間以上1時間15分未満の場合	332115	外部利用生援受託居宅介護1. 25	451単位
所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合	332116	外部利用生援受託居宅介護1. 50	541単位
所要時間1時間30分以上1時間45分未満の場合	332117	外部利用生援受託居宅介護1. 75	580単位
所要時間1時間45分以上2時間未満の場合	332118	外部利用生援受託居宅介護2. 00	617単位
所要時間2時間以上2時間15分未満の場合	332119	外部利用生援受託居宅介護2. 25	654単位
所要時間2時間15分以上2時間30分未満の場合	332120	外部利用生援受託居宅介護2. 50	691単位
所要時間2時間30分以上2時間45分未満の場合	332121	外部利用生援受託居宅介護2. 75	728単位
所要時間2時間45分以上3時間未満の場合	332122	外部利用生援受託居宅介護3. 00	765単位
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
所要時間23時間45分以上24時間未満の場合	332206	外部利用生援受託居宅介護24. 00	3,873単位

○サービスコードの算定方法

算定時間数に応じたサービスコードを使用する。

下記の例の場合、算定時間数が1.0時間であるため、所要時間45分以上1時間未満の場合の「332114」のサービスコードを算定する。

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	11:00	1.0

→

サービスコード	サービス内容	単位数
332114	外部利用生援受託居宅介護1. 00	361単位

事例① 通常のサービスの場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

受託居宅
介護

例) 4月1日(火)にサービスを利用

① 10:00~11:30(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	11:30	1.5
合計				1.5

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
332116	外部利用生援受託居宅介護1.50	541単位

事例⑧ サービス提供時間が10分以上15分未満の場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
										受託居宅介護													

例) 4月1日(火)にサービスを利用

① 10:00~10:10(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	10:10	0.25
合計				0.25

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
332111	外部利用生援受託居宅介護0.25	99単位



Point! サービス提供実績記録票の設定について

提供時間数が15分未満であっても、提供時間数が10分以上の場合は、算定時間数は最小の所要時間を設定する。
この場合、算定時間数は0.25となる。

事例⑨ サービス提供時間が10分未満の場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
						受託居宅介護																	

例) 4月1日(火)にサービスを利用

① 6:00~ 6:05(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
+	1日	6:00	6:05	0.00
合計				0.00

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数



Point! サービス提供実績記録票の設定について

提供時間数が10分未満の場合は、原則として報酬算定できない。
この場合、実績記録票には設定しない。

事例⑩ 1人のヘルパーが複数の利用者を支援する場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
										受託居宅介護（複数支援（4人）） ※受給者A、B、C、Dに支援を実施													

例) 4月1日(火)にサービスを利用

- ① 10:00～16:00(1人体制)
※複数支援(4人)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	16:00	1.5
合計				1.5

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
332116	外部利用生援受託居宅介護1.50	541単位



Point! サービス提供実績記録票の設定について

サービス提供時間は、共同生活住居においてサービスを提供した全体の時間を設定する。

算定時間数は、1回のサービス提供時間(6時間)を1回の利用者の人数(4人)で除した結果の利用者1人当たりの所要時間数(1.5時間)を設定する。

なお、備考欄に複数支援(1回の利用者の人数)を設定する。